

地域障がい児支援体制中核拠点実施状況

中核機能	事業等	単位	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
①専門的な発達支援・家族支援	児童発達支援（杉の子学園）（年度内在籍児数）	（人）	70	66	68	70	69
	児童発達支援（わかたけ園）（年度内在籍児数）	（人）	35	28	27	23	20
	発達相談（心理士相談）	（件）	472	483	505	548	529
	外来相談（言語相談、作業療法相談、理学療法相談）	（件）	458	354	460	427	368
	外来訓練（言語聴覚療法、作業療法、理学療法、ソーシャルスキルトレーニング）	（件）	3,370	2,425	2,542	1,873	2,116
	おひさま相談	（件）		252	281	314	360
	大阪大学によるケースカンファレンス	（人）			73	67	79
	就学相談	（件）					53
	親子療育教室（コアラ親子療育教室、バンダ親子療育教室）	（人）	90	98	135	137	130
	保護者支援（ペアレント・プログラム、ペアレント・トレーニング）	（回）	60	34	65	60	70
②地域の事業所への支援	障がい児等療育支援事業（機関支援）	（件）	4	8	15	16	9
	障がい児等療育支援事業（研修）	（回）	4	11	13	15	13
	障がい児等療育支援事業（巡回型支援）	（件）				86	10
③地域のインクルージョンの推進	保育所等訪問支援	（件）	0	7	9	0	0
	巡回相談	（件）	358	351	389	451	494
	施設支援（言語聴覚療法、作業療法、理学療法）	（件）			344	354	417
④発達支援の入口としての相談支援	障がい児相談支援	（件）	153	169	167	156	127
	乳幼児健康診査事後指導事業（バンビ親子教室）	（人）	152	152	150	162	172

※令和6年4月施行の改正児童福祉法により、児童発達支援センターが「地域の障がい児の発達支援の中核機能」を担うことが明確に規定されました。

①専門的な発達支援・家族支援、②地域の事業所への支援、③地域のインクルージョンの推進、④発達支援の入口としての相談支援の4つが中核機能として位置づけられています。